



令和4年度労働保険の年度更新

令和4年3月30日に「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が国会で成立しました。これにより、「一般の事業」の場合、令和4年4月1日から9月30日の雇用保険料率は9.5/1000、令和4年10月1日から令和5年3月31日の雇用保険料率は13.5/1000となりました。このため、年度の途中で保険料率が変わるため、年度更新の計算方法が例年と異なるため注意しましょう。ここでは継続事業の年度更新の計算方法について説明します。

確定保険料は例年通りに算出します。令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間で使用した全ての労働者に支払われた賃金の総額を確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表を用いて集計し、労災保険料と雇用保険料の算定基礎額を求め、これを年度更新申告書の指定された欄に転記して確定保険料を算出します。ただし、労災保険料と雇用保険料が同額の場合は、「労働保険料」欄に転記しますので注意してください。

一般拠出金は、労災保険料の算定基礎額に0.02/1000を乗じて求めます。

問題となる概算保険料は、年度の途中で保険料率が変わるため確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の下段に設けられた概算保険料（雇用保険）算定内訳（下表）を使用して、適用期間ごとに計算します。

概算保険料 (雇用保険) 算定内訳	①区分 (適用期間)		算定期間 R4/4/1 ~ R5/3/31		
			②保険料算定基礎額	③保険料率	④概算保険料額
算定内訳	R4/4/1 ~ R4/9/30	雇用保険分	(イ) 千円	(ハ) 1000分の 9.5	(ホ) 円
	R4/10/1 ~ R5/3/31	雇用保険分	(ロ) 千円	(ニ) 1000分の 13.5	(ヘ) 円
	合計	雇用保険分	(イ) + (ロ) 千円 申告書⑫欄 (ホ) へ転記		(ホ) + (ヘ) 円 申告書⑭欄 (ホ) へ転記

令和4年度の賃金総額の見込額が、前年度の賃金総額の1/2以上2倍以下となる場合は、確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の雇用保険対象者分欄の額の1/2（その額に千円未満の端数がでる場合は、概算保険料（雇用保険）算定内訳の②欄（イ）は切り上げ、②欄（ロ）は切捨てた数）を②欄（イ）、②欄（ロ）に記入します。次に、②欄（イ）、②欄（ロ）の合計数を②欄（イ）+（ロ）に記入します。この額が概算雇用保険料の算定基礎額です。次に、概算保険料（雇用保険）算定内訳の②保険料算定基礎額に、各欄に記入した③保険料率を乗じて得た数（端数が生じてもそのまま）を④概算保険料額に記入します。④欄（ホ）、④欄（ヘ）の合計数（1円未満の端数は切捨て）を④欄（ホ）+（ヘ）に記入します。

この数字が新年度の概算雇用保険料額です。

上記の計算方法は、「新年度の賃金総額の見込み額」が「前年度の賃金総額」の1/2以上2倍以下の場合です。この要件に該当しない場合は、適用期間中における賃金総額の見込額（千円未満の端数が生じた場合はその端数を切捨て）を概算保険料（雇用保険）算定内訳の②欄（イ）、②欄（ロ）に記入し、②欄（イ）、②欄（ロ）の数に③欄の保険料率を乗じて得た数（端数のまま）を④概算保険料額に記入します。④欄（ホ）、④欄（ヘ）の合計数（1円未満の端数は切捨て）を④欄（ホ）+（ヘ）に記入します。

最後に、年度更新申告書に確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表と概算保険料（雇用保険）算定内訳から概算労災保険額と概算雇用保険額を転記して概算保険料を求めます。まず、確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の労災保険対応者分欄の数を年度更新申告書の⑫欄（ロ）に転記し、⑬保険料率（ロ）を乗じて得た数を⑭概算・増加概算保険料（ロ）に記入します。次いで、概算保険料（雇用保険）算定内訳②欄（イ）+（ロ）の数を年度更新申告書の⑫欄（ホ）転記し、概算保険料（雇用保険）算定内訳④概算保険料額（ホ）+（ヘ）を年度更新申告書の⑭欄（ホ）記入、⑭欄（ロ）と⑭欄（ホ）の合計数を⑭欄（イ）記入します。この数字が新年度の概算保険料となります。下記、厚生労働省動画チャンネルで「年度更新申告書の書き方について」を配信しています。わかりやすいのでご参照ください。

参考文献： 厚生労働省のホームページ

【参考資料】

令和4年度労働保険の年度更新期間について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html

* 労働保険年度更新 申告書の書き方のパンフレット

* 厚生労働省動画チャンネル（年度更新申告書の書き方について）等が載っています

令和4年度の雇用保険料率について： <https://www.mhlw.go.jp/content/000921550.pdf>

令和3年度 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

※令和4年度労働保険の年度更新期間は6月1日（水）～7月11日（月）です。

※労災保険率および一般拠出金率は前年と変わりません。

※労働保険料および一般拠出金の納期限は次の通りです。

	全期（第1期）	第2期	第3期
通常の納期限	令和4年7月11日	令和4年10月31日	令和5年1月31日
口座振替を利用の皆様	令和4年9月6日	令和4年11月14日	令和5年2月14日